

品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金交付要綱

制定 平成 5 年 9 月 14 日 区長決定

改正 平成 20 年 3 月 24 日 要綱第 49 号

改正 平成 28 年 2 月 17 日 要綱第 42 号

改正 平成 30 年 9 月 5 日 要綱第 178 号

改正 令和 3 年 8 月 6 日 要綱第 257 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日 要綱第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区内私立幼稚園に在籍する幼児および教職員等の健康管理に要する経費の一部を助成することにより、私立幼稚園に係る経費の負担軽減を図るため交付する品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、区内私立幼稚園の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、新たに設置者を欠きやむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営および経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 園児の健康診断を実施した場合 健康診断に要する検査費用のうち、園医報酬費、保健衛生用消耗品購入費等
- (2) 教職員等のインフルエンザ予防接種を実施した場合 実施年度に属する接種期間内 1 回分の接種費用。
- (3) 教職員等の健康診断を実施した場合 健康診断に要する検査費用のうち、園医報酬費、保健衛生用消耗品購入費等

(補助金額)

第 4 条 区長は、前項の補助対象経費のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を補助する。

- (1) 補助対象者が園児の健康診断（内科検診および歯科検診）を実施する場合 これに要する経費の1/2を補助する。ただし、園児1人につき500円を限度とする。
- (2) 教職員等のインフルエンザ予防接種を実施する場合 これに要する経費のうち、1人あたり3,000円を限度として補助する。
- (3) 教職員等の健康診断を実施する場合 これに要する経費のうち、1人あたり5,000円を限度として補助する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金実績報告書（第2号様式）

2 前項による申請時期は、補助事業完了の時期に合わせ、当該事業を実施した年度の1月末までとする。

（交付決定および支払）

第6条 区長は、前条の申請を審査し、交付すると決定したときは、品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知し、交付すべき補助金を速やかに支払うものとする。

（関係書類の整備）

第7条 補助対象者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（調査）

第8条 区長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、前条の書類を調査することができる。

（交付決定の取り消し）

第9条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、前条による取り消しがあった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還し

なければならない。

付 則

この要綱は平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成20年3月24日改正）

この要綱は平成20年3月1日から適用する。

付 則（平成28年2月17日改正）

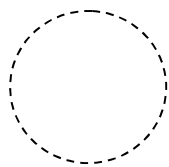
この要綱は平成28年2月17日から適用する。

付 則（平成30年9月5日改正）

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和4年3月30日改正）

この要綱は令和4年4月1日から適用する。



品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

**年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金
交付申請書兼請求書**

品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請し、下記金額を請求します。

記

1. 補助金の申請（請求）額 ¥ _____ -

2. 健康診断対象園児数

	男	女	計
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
合計	人	人	人

3. インフルエンザ予防接種、健康診断受診対象職員数

	専任	兼任	計
園長 副園長・教頭	人	人	人
教職員	人	人	人
その他職員	人	人	人
合計	人	人	人

4. 申請額算出内訳

検査項目	健康診断経費	補助金限度額	補助金申請額
内科検診	円		
歯科検診	円		
小計	円	@500× 人 円	円

接種費用	インフルエンザ 予防接種経費	補助金限度額	補助金申請額
3,000 円以上	円	@3,000× 人 円	
3,000 円未満	円	円	
小計	円	円	円

受診費用	健康診断 受診経費	補助金限度額	補助金申請額
5,000 円以上	円	@5,000× 人 円	
5,000 円未満	円	円	
小計	円	円	円

合計	円	円	円
----	---	---	---

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金実績報告書

年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金の使途について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 ¥ _____ -

2. 補助金の使途

支払い先住所・氏名	健康診断等実施経費	補助金充当額	実施月日
(内科検診)	円		
(歯科検診)	円		
(インフルエンザ予防接種)	円		
(健康診断受診)	円		
合 計	円	円	

様

品川区長

年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金
について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額 ¥ —
2. 補助金の使途 年度品川区私立幼稚園健康管理増進費補助金申請書（第1号様式）のとおりとする。
3. 補助条件 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わなければならない。
 - (1) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対象経費の執行状況を常に明確にしておく。
 - (2) 補助対象経費の執行について、区長から調査を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
 - (3) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日までに補助金を返還する。